

3 施設使用料の現状等

1 現状

ア 受益者負担割合

- 一斉見直しを実施した平成10年度以降、消費税率、光熱費や各種委託料・点検手数料等の増額などに伴い管理運営費（A）が大きく増えてきたが、使用料を改定してこなかった施設が多い。⇒過去20年以上使用料改定していない施設：139施設（63.2%）
- 高齢者福祉施設、スポーツ施設及び文化施設とも、平成10年度に設定した受益者負担の割合（ア）を実際の割合（G）が大きく下回っている状況。
- 観光・レクリエーション施設は、市外利用者が多く、民間競合施設も多い等のことから、建設費や管理運営費に対する交付税措置も極めて限られており、高い採算性が求められるが、実際の受益者負担割合（G）は50%を下回っている。

イ 利用料減免

- 本来の使用料収入に占める減免金額の割合（E）は、高齢者福祉施設で24.4%、スポーツ施設で28.4%、文化施設で26.7%であり、減免した使用料を補てんするため的一般財源負担（D）は全施設合計で215,367千円となっている。
- 管理運営費に占める使用料減免総額の割合（F）は、高齢者福祉施設で1.8%、スポーツ施設で8.1%、文化施設で4.6%と、施設区分で異なる。
- 使用料を条例に規定しているにもかかわらず、9割超を減免している施設が30施設（13.6%）ある。

2 今後の取組

ア 課題

- 消費税、光熱費その他物価等の変動等により、管理運営費が増加している一方で、使用料水準を長年据え置いている施設が多い。
- 減免総額が本来の使用料収入の4分の1弱を占めており、減免の適用が常態化している施設もある。
⇒増加した管理運営費や減免した使用料に対する補てんは、一般財源。このことは、施設利用者の使用料負担を長年変えてこなかったことで、逆に、施設を使用していない者も含むすべての市民の負担が相対的に増えたことになり、受益者と公費の負担の均衡や負担の公平性の確保に課題がある。

イ 今後の取組

- 目的、利用実態、直近の物価及び労務費等に基づく管理運営費用及び料金水準について再点検・精査した上で、受益者負担の原則に基づく料金算定及び減免の基準等を改めて策定。
- 策定した基準に基づき、各施設の使用料を改定。

主な公共施設の令和6年度実績

(単位：千円)

		高齢者福祉 施設	スポーツ 施設	文化施設	観光・レクリ エーション 施設	公共施設 総合計 ※1
A	管理運営費	392,488	692,901	973,792	524,870	4,615,792
B	使用料収入	22,451	141,678	123,949	218,517	732,750
C	収支 B-A	▲ 370,037	▲ 551,223	▲ 849,843	▲ 306,353	▲ 3,883,042
D	減免金額	7,228	56,198	45,064	172	215,367
E	本来の収入額に占める 減免割合 D／(B+D)	24.4%	28.4%	26.7%	0.1%	22.7%
F	管理運営費に占める使 用料減免の割合 D/A	1.8%	8.1%	4.6%	0.0%	4.7%
G	実際の受益者負担割合 (B+D) / A	7.6%	28.6%	17.4%	41.7%	20.5%
A	H10設定の受益者負担 割合	50.0%	50.0%	50.0%		
I	アの負担割合で設定し た場合の収入見込額 A×ア	196,244	346,451	486,896	393,653	※2
U	イの収入見込額と現行 使用料収入との比較 イー (B+D)	166,565	148,575	317,883	174,964	

※1 条例により使用料を徴収している施設の総合計

※2 新潟市のレクリエーション施設の負担割合（75%）を参考に試算